

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

令和2年10月 三菱原子燃料株式会社

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色下線文字: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第1号</u> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、<u>作業手順書</u>その他保安に関する文書について、重要度等に依りて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第1号</u> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、<u>要領書、手順書</u>その他保安に関する文書について、重要度等に依りて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条 (関係法令及び保安規定の遵守)に定めている。また、第5条の2(保安品質マネジメントシステムの文書化)及び第6条(経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ)に定める。</p> <p><u>(保安品質マネジメントシステムの文書化)</u></p> <p><u>第5条の2 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安品質方針及び保安品質目標</u></p> <p><u>(2) 保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質マニュアル」という。)</u></p> <p><u>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書(標準書を含む。)</u></p> <p><u>(4) 手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</u></p> <p><u>保安品質マネジメントシステムに係る文書の階層を第5図に示す。</u></p> <p><u>また、第8条に定める標準書と保安規定の条項の関係を別表第1に示す。</u></p> <p><u>(経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ)</u></p> <p><u>第6条 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>(1) 保安品質方針を設定する。</u></p> <p><u>(2) 保安品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p><u>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</u></p> <p><u>(4) マネジメントレビュー会議を実施する。</u></p> <p><u>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</u></p> <p><u>(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。</u></p> <p><u>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u></p> <p><u>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第2号</u> 安全文化醸成のための体制</p> <p>○ 安全文化を醸成するための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</p>	(削る)	第2章 保安品質マネジメントシステムに定める。	
<p><u>加工規則第8条第1項第3号</u> 加工施設の品質保証</p> <p>○ 「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9)」の取扱いについて (内規)」 (平成22・03・03原院第1号 (平成22年3月17日原子力安全・保安院制定 (N I S A - 1 8 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 1 9 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 3 1 4 c - 1 0 - 1))) において認められた J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第2号</u> 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム (以下「QMS」という。) については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可 (以下単に「許可」という。) を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。) 及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈 (原規規発第1912257号-2 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。) を踏まえて定められていること。</p>	<p>(保安品質マネジメントシステムの目的)</p> <p><u>第4条 三菱原子燃料株式会社は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」 (以下「品質管理基準規則」という。) 及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」 (以下「品質管理基準規則解釈」という。) を踏まえて、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力安全を確保することを目的とする。</u></p>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
<p>○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」 (平成16・03・04原院第3号 (平成16年3月22日原子力安全・保安院制定 (N I S A - 1 6 5 a - 0 4 - 3))) を参考として記載していること。</p>	<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	<p><u>第5条 (保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)</u></p> <p><u>第5条の2 (保安品質マネジメントシステムの文書化)</u></p> <p><u>第5条の3 (保安品質マニュアル)</u></p> <p><u>第5条の4 (文書の管理)</u></p> <p><u>第5条の5 (記録の管理)</u></p> <p><u>第6条 (経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ)</u></p> <p><u>第6条の2 (原子力安全の確保の重視)</u></p> <p><u>第6条の3 (保安品質方針)</u></p> <p><u>第6条の4 (保安品質目標)</u></p> <p><u>第6条の5 (保安品質マネジメントシステムの計画)</u></p> <p><u>第6条の6 (責任及び権限)</u></p> <p><u>第6条の7 (保安品質マネジメントシステム管理責任者)</u></p>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(新設)	<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>		

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
		<u>第6条の8 (管理者)</u> <u>第6条の9 (組織の内部の情報の伝達)</u> <u>第6条の10 (マネジメントレビュー)</u> <u>第6条の11 (マネジメントレビューに用いる情報)</u> <u>第6条の12 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</u> <u>第7条 (資源の確保)</u> <u>第7条の2 (要員の力量の確保及び教育訓練)</u> <u>第8条 (個別業務に必要なプロセスの計画)</u> <u>第8条の2 (個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</u> <u>第8条の3 (個別業務等要求事項の審査)</u> <u>第8条の4 (組織の外部の者との情報の伝達等)</u> <u>第9条 (設計・開発計画)</u> <u>第9条の2 (設計・開発に用いる情報)</u> <u>第9条の3 (設計・開発の結果に係る情報)</u> <u>第9条の4 (設計・開発レビュー)</u> <u>第9条の5 (設計・開発の検証)</u> <u>第9条の6 (設計・開発の妥当性確認)</u> <u>第9条の7 (設計・開発の変更の管理)</u> <u>第10条 (調達プロセス)</u> <u>第10条の2 (調達物品等要求事項)</u> <u>第10条の3 (調達物品等の検証)</u> <u>第11条 (個別業務の管理)</u> <u>第11条の2 (個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</u> <u>第11条の3 (識別管理及びトレーサビリティの確保)</u> <u>第11条の4 (組織の外部の者の物品)</u> <u>第11条の5 (調達物品の管理)</u> <u>第11条の6 (監視測定のための設備の管理)</u> <u>第12条 (監視測定, 分析, 評価及び改善)</u> <u>第12条の2 (組織の外部の者の意見)</u> <u>第12条の3 (内部保安監査)</u> <u>第12条の4 (プロセスの監視測定)</u> <u>第13条 (不適合の管理)</u> <u>第14条 (データの分析及び評価)</u> <u>第15条 (継続的な改善)</u> <u>第15条の2 (是正処置等)</u> <u>第15条の3 (未然防止処置)</u>	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備 考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p>○ <u>作業手順書等の保安規定上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>については、<u>加工規則第7条の2の8の2</u>に規定された<u>要領書、作業手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。</p>	<p>4. <u>手順書等の保安規定上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>については、<u>要領書、手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>(保安品質マネジメントシステムの文書化) <u>第5条の2</u> 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 <u>(1) 保安品質方針及び保安品質目標</u> <u>(2) 保安品質マネジメントシステムを規定する文書 (以下「保安品質マニュアル」という。)</u> <u>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書 (標準書を含む。)</u> <u>(4) 手順書、指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)</u> 保安品質マネジメントシステムに係る文書の階層を第5図に示す。 また、第8条に定める標準書と保安規定の条項の関係を別表第1に示す。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(新設)</p>	<p>5. <u>内部監査の仕組み</u>については、許可を受けたところにより、<u>重大事故に至るおそれのある事故 (設計基準事故を除く。)</u>又は<u>重大事故 (以下「重大事故等」と総称する。)</u>が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>(内部保安監査) <u>第12条の3</u> 【中略】 <u>2. 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、年1回以上、資格認定した監査員の中から監査対象部門以外の者を監査員に選任し、監査させる。【中略】</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第4号</u> 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織 ○ <u>事業所における加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容</u>が定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第3号</u> 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織 1. <u>加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容</u>が定められていること。</p>	<p>第16条 (操作及び管理を行う者の組織) 及び第17条 (職務) に定めている。 (職務) 第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。 2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。【中略】 (4) 生産管理部長は、加工施設の附属施設の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を統括する。【中略】 (8) 設備技術課長は、加工施設の附属施設 (放射性気体廃棄物廃棄設備を含む) の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を管理する。【中略】</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・記載の適正化</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備 考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
		<p>(17) 環境保全課長は、シリンダ洗浄棟の<u>ウラン回収作業</u>、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理 (転換課長, 成形課長の所管する業務を除く), 保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、<u>施設管理</u>、<u>放射線管理</u>、<u>核燃料物質の管理</u>、<u>放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u>、記録及び報告に関する保安の業務を行う。【中略】</p>	
<p><u>加工規則第 8 条第 1 項第 5 号</u> 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>○ 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が 3 年以上であること。</p>	<p><u>加工規則第 8 条第 1 項第 4 号</u> 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>第 18 条 (核燃料取扱主任者の選任) に定めている。</p>	
<p>○ 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を<u>十全</u>に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容 (加工施設の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。) について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>○ 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が、<u>独立していることが当然に求められるものではない</u>。</p>	<p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を<u>十分</u>に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容 (加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。) について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が<u>独立していることが求められるものではない</u>。</p>	<p>第 16 条 (操作及び管理を行う者の組織)、第 19 条 (核燃料取扱主任者の職務) 及び第 20 条 (意見の尊重) に定めている。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第 19 条 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する立場にあり、次に掲げる職務を誠実に履行する。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び管理総括者に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、従業員等へ指示すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、各部課長等に助言、協力すること。</p> <p>(4) 安全衛生管理年間計画、<u>施設管理</u>に関する計画、<u>第 8 条</u>に定める標準書及び<u>第 5 章</u>、<u>第 8 章</u>、<u>第 9 章</u>に定める事項に関する 3 次文書の作成、改廃を確認すること。</p> <p>(5) <u>原子力規制検査に原則として立ち会うこと</u>。</p> <p>(6) 原子炉等規制法に基づく報告を審査すること。</p> <p>(7) 第 124 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(8) 教育・訓練計画の作成を確認すること。</p> <p>(9) その他、保安の監督に関して必要なこと。【中略】</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第6号</u> <u>放射線業務従事者に対する保安教育</u></p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第5号</u> <u>保安教育</u></p> <p>1. <u>加工施設の操作及び管理を行う者 (役務を供給する事業者</u>に属する者を含む。以下「<u>従業員</u>」という。) について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	第24条 (力量, 教育・訓練及び認識) に定めている。	
<p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p>2. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>		
<p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>		
<p>○ <u>保安教育の内容</u>について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>4. <u>保安教育の内容</u>について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>		
<p><u>加工規則第8条第1項第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p> <p>○ <u>加工施設の操作に必要な操作員の確保</u>について定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第6号</u> <u>加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</u></p> <p>1. <u>加工施設の操作に必要な操作員の確保</u>について定められていること。</p>	第29条 (操作員の確保) に定めている。	
<p>○ <u>加工施設の操作及び管理に係る社内規程類</u>を作成することが定められていること。</p>	<p>2. <u>加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類</u>を作成することが定められていること。</p>	第26条 (加工施設の操作に係る計画及び実施) に定めている。	
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>核燃料物質の臨界管理</u>について定められていること。</p>	第35条 (臨界安全管理)、第58条 (周辺監視区域内の運搬) 及び第72条 (核燃料物質の貯蔵) に定めている。	
<p>○ <u>操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・火災等発生時に講ずべき措置</u>について定められていること (手順等への記載を含む)。</p>	<p>4. <u>操作員の引継時に実施すべき事項</u>について定められていること。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第31条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p> <p>(2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、<u>運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項</u>について、操作する者に周知徹底させること。</p> <p>2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(新設)</p>	<p>5. <u>加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項</u>について定められていること。</p>		

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備 考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
(新設)	<u>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</u>	以下の条項に定めている。 第 38 条 (異常時の措置) 第 80 条 (非常時対策組織) 第 81 条 (非常時要員) 第 82 条 (非常時用器材の整備) 第 83 条 (通報系統) 第 84 条 (通 報) 第 85 条 (応急措置) 第 86 条 (非常時体制の発令) 第 87 条 (非常時対策活動及び非常時体制の解除) 第 89 条 (火災防護活動に係る計画及び実施) 第 90 条 (火災防護活動に係る評価及び改善) 第 91 条 (初期消火活動のための体制の整備) 第 92 条 (通報連絡) 第 93 条 (消火又は延焼の防止等) 第 94 条 (火災防護活動のための体制の整備) 第 95 条 (自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施) 第 96 条 (自然災害等発生時の保全活動に係る評価及び改善) 第 97 条 (自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備) 第 119 条 (地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置)	
<u>○ 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u>	<u>7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u>	第 21 条 (安全衛生委員会) に定めている。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第8号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第7号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第42条 管理区域は、第2図(2)～(9)に示す区域とする。</p> <p>2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。</p> <p><u>3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。</u></p> <p><u>4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</u></p> <p><u>5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。</u></p> <p><u>6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</u></p> <p><u>7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第43条 前条の管理区域は、次の各号に基づき第2図(2)～(9)のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない区域」という。): (第2種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域: (第1種管理区域)</p> <p>2. 管理総括者は、前項の第2号の第1種管理区域について放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度 (以下「表面密度」という。) 及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明かな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる</p>	<p>・記載の適正化</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
○ <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、<u>その他人の</u>触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u>	<u>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、<u>その他人の</u>触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u>	第 44 条 (管理区域の特別措置) に定めている。	
○ <u>管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</u>	<u>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</u>	第 46 条 (管理区域への出入管理) 及び第 47 条 (第 1 種管理区域への出入管理) に定めている。	
○ <u>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</u>	<u>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</u>		
○ <u>管理区域へ出入りする<u>所員</u>に遵守させるべき事項及び<u>それを</u>遵守させる措置が定められていること。</u>	<u>6. 管理区域へ出入りする<u>者</u>に遵守させるべき事項及び<u>これを</u>遵守させる措置が定められていること。</u>	第 45 条 (飲食及び喫煙の禁止)、第 46 条 (管理区域への出入管理) 及び第 47 条 (第 1 種管理区域への出入管理) に定めている。	
○ <u>管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。</u>	<u>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</u>	第 56 条 (第 1 種管理区域外への移動) 及び第 57 条 (管理区域外への移動) に定めている。	
(新設)	<u>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</u>	<u>(保全区域)</u> <u>第 47 条の 2 保全区域は、第 2 図 (10) に示す区域とする。</u> <u>2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。</u> <u>3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。</u>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
○ <u>周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</u>	<u>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</u>	第 48 条 (周辺監視区域) に定めている。	
○ <u>協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>それを</u>遵守させる措置が定められていること。</u>	<u>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>これを</u>遵守させる措置が定められていること。</u>	第 24 条 (力量, 教育・訓練及び認識)、第 45 条 (飲食及び喫煙の禁止)、第 46 条 (管理区域への出入管理)、第 47 条 (第 1 種管理区域への出入管理) に定めている。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
(新設)	<u>加工規則第8条第1項第8号</u> 排気監視設備及び排水監視設備 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第76条 (放射性液体廃棄物) 及び第77条 (放射性気体廃棄物) に定めている。	
		2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	<u>(計器及び放射線測定器の校正の実施)</u> <u>第66条 担当課長は、加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器について、校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第55条に基づく点検で行う。</u> <u>2. 担当課長は、前項の校正を行うにあたっては、次の事項を実施する。</u> <u>(1) 異常が発見された場合のそれまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録。</u> <u>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要な保護。</u>
<u>加工規則第8条第1項第9号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等 ○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	<u>加工規則第8条第1項第9号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (個人線量計の管理の方法を含む。) が定められていること。	第50条 (線量限度)、第51条 (線量の評価及び通知)、第54条 (線量当量等の測定) 及び第55条 (放射線測定器類の管理) に定めている。	
(新設)	2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神 <u>にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u>	第52条 (被ばくの低減措置) に定めている。	
○ 加工規則第7条の2の9に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第53条 (床、壁等の除染) に定めている。	
○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第54条 (線量当量等の測定) に定めている。	
○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第56条 (第1種管理区域外への移動) 及び第57条 (管理区域外への移動) に定めている。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
○ <u>核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。</u>	6. <u>核燃料物質等 (新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) が定められていること。なお、この事項は、第 1 1 号又は第 1 2 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u>	第 57 条 (管理区域外への移動)、第 58 条 (周辺監視区域内の運搬)、第 59 条 (周辺監視区域外への運搬)、第 70 条 (核燃料物質の受入, 払出し) 及び第 71 条 (核燃料物質の運搬) に定めている。	
○ <u>原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第 6 1 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</u>	7. <u>原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 1 2 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u>		
○ <u>原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について (内規)」(平成 1 7・1 1・3 0 原院第 6 号 (平成 1 8 年 1 月 3 0 日原子力安全・保安院制定) 及び平成 2 3・0 6・2 0 原院第 4 号 (平成 2 3 年 7 月 1 日同院改正)) を参考として記載していること。</u> <u>なお、原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u>	(削る)	原子炉等規制法第 6 1 条の 2 の対象はない。	
○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示)」(平成 2 0・0 4・2 1 原院第 1 号 (平成 2 0 年 5 月 2 7 日原子力安全・保安院制定 (N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1))) を参考として記載していること。</u>	8. <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示)」(平成 2 0・0 4・2 1 原院第 1 号 (平成 2 0 年 5 月 2 7 日原子力安全・保安院制定 N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1 を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 1 2 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u>	第 75 条の 3 (放射性廃棄物でない廃棄物) に定めている。	
○ <u>汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</u>	9. <u>汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</u>	第 42 条 (管理区域)、第 43 条 (管理区域の区域区分)、第 44 条 (管理区域の特別措置)、第 45 条 (飲食及び喫煙の禁止)、第 46 条 (管理区域への出入管理)、第 47 条 (第 1 種管理区域への出入管理)、第 53 条 (床, 壁等の除染)、第 56 条 (第 1 種管理区域外への移動) 及び第 57 条 (管理区域外への移動) に定めている。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第10号</u> 放射線測定器の<u>管理等</u></p> <p>○ <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p>	<p><u>加工規則第8条第1項第10号</u> 放射線測定器の<u>管理及び放射線の測定の方法</u></p> <p>1. <u>放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)</u>の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。</p>	<p>第54条 (線量当量等の測定) 及び第55条 (放射線測定器類の管理) に定めている。</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第55条 安全管理課長は、<u>第62条の7に定める保全計画のもと</u>、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p>	<p>(削る)</p>		
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>		
<p><u>加工規則第8条第1項第11号</u> 加工施設の<u>巡視及び点検</u></p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、加工施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること (巡視及び点検の頻度を含む。)</u> について、適切な内容が定められていること。</p>	<p>(削る)</p>	<p>(巡視)</p> <p>第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、<u>第62条の8第3項に定める観点を含めて巡視</u>を行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第12号</u> 加工施設の<u>施設定期自主検査</u></p> <p>○ <u>実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>第62条 (施設定期自主検査)、第63条 (施設定期自主検査項目) 及び第64条 (施設定期自主検査の報告) を削除する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第13号</u> 核燃料物質の<u>受渡し、運搬、貯蔵等</u></p> <p>○ <u>事業所構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</u></p>	<p><u>加工規則第8条第1項第11号</u> 核燃料物質の<u>受払い、運搬、貯蔵等</u></p> <p>1. <u>工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p>	<p>第58条 (周辺監視区域内の運搬)、第71条 (核燃料物質の運搬) 及び第72条 (核燃料物質の貯蔵) に定めている。</p>	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
(新設)	<u>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u>	第57条 (管理区域外への移動)、第58条 (周辺監視区域内の運搬)、第59条 (周辺監視区域外への運搬)、第70条 (核燃料物質の受入, 払出し) 及び第71条 (核燃料物質の運搬) に定めている。	
<u>加工規則第8条第1項第14号</u> 放射性廃棄物の廃棄 ○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	<u>加工規則第8条第1項第12号</u> 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第75条 (廃棄物の仕掛品) 及び第75条の2 (放射性固体廃棄物) に定めている。	
(新設)	<u>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する行為の実施体制が定められていること。</u>	放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄について、第57条 (管理区域外への移動)、第58条 (周辺監視区域内の運搬) 及び第75条の2 (放射性固体廃棄物) に定めている。	
(新設)	<u>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u>	第57条 (管理区域外への移動)、第58条 (周辺監視区域内の運搬)、第59条 (周辺監視区域外への運搬) 及び第75条の2 (放射性固体廃棄物) に定めている。	
○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第76条 (放射性液体廃棄物) に定めている。	
○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第77条 (放射性気体廃棄物) に定めている。	
(新設)	<u>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制 (計画、実施、評価等) について定められていること。</u>	第54条 (線量当量等の測定) に定めている。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
(新設)	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	(放射性液体廃棄物) 第76条 【中略】 <u>3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。【中略】</u> (放射性気体廃棄物) 第77条 【中略】 2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより監視すると共に、 <u>合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、</u> 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。【中略】	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について (内規)」(平成17・11・30原院第6号 (平成18年1月30日原子力安全・保安院制定) 及び平成23・06・20原院第4号 (平成23年7月1日同院改正)) を参考として記載していること。</u> なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	(削る)	原子炉等規制法第61条の2の対象はない。	
○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示)」(平成20・04・21原院第1号 (平成20年5月27日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として記載していること。</u>	(削る)	第75条の3 (放射性廃棄物でない廃棄物) に定めている。	
<u>加工規則第8条第1項第15号</u> 非常の場合に採るべき処置 ○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	<u>加工規則第8条第1項第13号</u> 非常の場合に講ずべき処置 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第80条 (非常時対策組織)、第81条 (非常時要員)、第82条 (非常時用器材の整備)、第83条 (通報系統)、第84条 (通報)、第85条 (応急措置)、第86条 (非常時体制の発令) 及び第87条 (非常時対策活動及び非常時体制の解除) に定めている。	
○ 緊急時における <u>運転操作</u> に関する <u>社内規程類</u> を作成することが定められていること。	2. 緊急時における <u>操作</u> に関する <u>組織内規程類</u> を作成することが定められていること。	第26条 (加工施設の操作に係る計画及び実施) 及び第78条 (非常時の措置に係る計画及び実施) に定めている。	
○ 緊急事態発生時は定められた <u>通報経路</u> に従い、関係機関に通報することが定められていること。	3. 緊急事態発生時は定められた <u>通報経路</u> に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第83条 (通報系統) 及び第84条 (通報) に定めている。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、 <u>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u> によることが定められていること。	第88条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) に定めている。	
(新設)	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、 <u>応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u>	第85条 (応急措置)、第86条 (非常時体制の発令) 及び第87条 (非常時対策活動及び非常時体制の解除) に定めている。	
○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する <u>従業員及び協力企業の従業員</u> は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は <u>同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u> であること。	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する <u>従業員</u> は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は <u>同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u> であること。	第87条の2 (緊急作業従事者) に定めている。	
○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理 (放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に <u>採るべき処置</u> に関し、適切な内容が定められていること。	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理 (放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、 <u>緊急作業を行った放射線業務従事者</u> に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に <u>講ずべき処置</u> に関し、適切な内容が定められていること。	第87条の3 (緊急作業従事者の線量管理等) に定めている。	
○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第87条 (非常時対策活動及び非常時体制の解除) に定めている。	
○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第25条 (非常時訓練) に定めている。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第16号</u> 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈 (内規)」(平成20・06・11原院第2号(平成20年6月20日原子力安全・保安院制定 (NISA-131c-08-28)))のうち、加工規則第7条の4の3及び第8条第1項第16号に係る事項に基づいていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第14号</u> 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p>	<p>(非常時の措置に係る計画及び実施)</p> <p>第78条 管理総括者は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する保安品質方針に基づき、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、第80条から第88条に記載する事項を定めた非常時の措置に関する標準書を定める。【中略】</p> <p>(火災防護活動に係る計画及び実施)</p> <p>第89条 管理総括者は、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、火災防護計画として第91条から第94条に記載する事項を定めた火災防護活動に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す火災防護活動(初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動)に関する事項を含む。【中略】</p> <p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第94条 管理総括者は、<u>火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p><u>(4) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するための可燃物の管理</u>【中略】</p> <p>(自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施)</p> <p>第95条 管理総括者は、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、第97条に記載する事項について、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す自然災害等発生時の保全活動に関する標準書を定める。【中略】</p> <p>(自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備)</p> <p>第97条 管理総括者は、<u>自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、自然災害等発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、第95条に定めた標準書に基づき、自然災害等発生時において加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行う。【中略】</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
	<p><u>イ火災</u> 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>第91条 (初期消火活動のための体制の整備)、第92条 (通報連絡)、第93条 (消火又は延焼の防止等) 及び第94条 (火災防護活動のための体制の整備) に定めている。</p> <p>(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第91条 管理総括者は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために警備所に専用回線を設置する。なお、当該設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後に遅滞なく復旧する。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上、待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外からすみやかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</p> <p>(3) 可搬消防ポンプ1台、泡消火薬剤、<u>電源</u>及び初期消火活動に必要なその他資機材を備えつける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。</p> <p>2. 各課長は、第30条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第94条 管理総括者は、<u>火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p><u>(4) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するための可燃物の管理</u></p> <p>2. 各課長は、第89条に定めた標準書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
	<p><u>□重大事故等</u></p> <p><u>①重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>②重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>八大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊 (以下「大規模損壊」という。)</u></p> <p><u>①大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>②大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>④大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p>	<p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備)</p> <p>第 100 条 管理総括者は、<u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため</u>、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、<u>第 14 章</u>に記載する措置に加え、添付 2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 要員に対する教育及び訓練を第 24 条及び第 25 条に基づき実施する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。</p> <p>(4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。</p> <p>2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の<u>必要な機能を維持するための</u>活動を行うために必要な次の事項を第 78 条及び第 89 条の標準書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p><u>(4) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
	<p><u>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。</u></p>	<p>第24条 (力量, 教育・訓練及び認識)、第25条 (非常時訓練) 及び第100条 (重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備) に定めている。</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備)</p> <p>第100条 管理総括者は、<u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため</u>、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、<u>第14章</u>に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。【中略】</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
	<p><u>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p>	<p>(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第91条 管理総括者は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。【中略】</p> <p>(3) 可搬消防ポンプ1台、泡消火薬剤、<u>電源</u>及び初期消火活動に必要なその他資機材を備え付ける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。【中略】</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
	<p><u>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	<p>(自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備)</p> <p>第97条 管理総括者は、<u>自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、自然災害等発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、第95条に定めた標準書に基づき、自然災害等発生時において加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、自然災害等に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第17号</u> 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 重大事故が発生した場合 (以下「重大事故等発生時」という。) における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>1. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員 (以下「対策要員」という。) を配置すること。</p> <p>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</p> <p>4. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</p> <p>一 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>二 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>7. 前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p>	<p>(削る)</p>	<p>反映不要。</p>	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第18号</u> 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合 (以下「大規模損壊発生時」という。) における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p><u>1. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>3. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>4. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>6. プルトニウムを取り扱う加工施設にあっては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>一 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>二 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>三 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>7. 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>8. 前各号 (プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあっては、6. を除く。) の措置の内容について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>	(削る)	反映不要。	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第19号</u> 記録及び報告</p> <p>○ 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適切</u>に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第15号</u> 記録及び報告</p> <p>1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>(記録の管理)</p> <p><u>第5条の5 保安に係る組織は、「保安記録管理標準」に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p><u>2. 管理総括者は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「保安記録管理標準」を定める。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>○ 加工規則第7条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>が定められていること (計量管理規定で定めるものを除く。)</p>	<p>2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>に関すること (計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。) が定められていること。</p>	<p>第124条 (記録) に定めている。</p>	
<p>○ 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>		
<p>○ 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p>	<p>4. 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p>	<p>第125条 (報告) に定めている。</p>	
<p>○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>		
<p><u>加工規則第8条第1項第20号</u> 加工施設の定期的な評価</p> <p>○ 加工施設の定期的な評価 (経年劣化に係る技術的な評価) に関しては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号 (平成20年5月19日原子力安全・保安院制定 (NISA-181a-08-1))) 及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き (内規)」(平成20・05・14原院第3号 (平成20年5月19日原子力安全・保安院制定)) を参考とし、加工規則第7条の8の2第1項に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>(削る)</p>	<p>経年劣化に係る技術的な評価は、第62条の7 (保全計画の策定) 第1項 (4) に移行する。また、第121条 (定期評価に係る計画及び実施) ~第123条 (加工施設の定期的な評価) は、削除 (欠番) とする。</p>	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
(新設)	<p><u>加工規則第8条第1項第16号</u> <u>加工施設の施設管理</u> 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力 事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力置等に係る運用ガイド)(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定)) を参考として定められていること。規制委員会決定)) を参考として定められていること。</p>	<p><u>第7章 施設管理</u> <u>第62条 (施設管理計画)</u> <u>第62条の2 (施設管理方針及び施設管理目標)</u> <u>第62条の3 (保全プログラムの策定)</u> <u>第62条の4 (保全対象範囲の策定)</u> <u>第62条の5 (保全重要度の設定)</u> <u>第62条の6 (保全活動管理指標の設定, 監視計画の策定及び監視)</u> <u>第62条の7 (保全計画の策定)</u> <u>第62条の8 (保全の実施)</u> <u>第62条の9 (保全の結果の確認・評価)</u> <u>第62条の10 (不適合管理, 是正処置及び未然防止処置)</u> <u>第62条の11 (保全の有効性評価)</u> <u>第62条の12 (施設管理の有効性評価)</u> <u>第63条 (設計管理)</u> <u>第63条の2 (工事管理)</u> <u>第64条 (使用前事業者検査の実施)</u> <u>第65条 (定期事業者検査の実施)</u> <u>第65条の2 (定期事業者検査の報告)</u> <u>第66条 (計器及び放射線測定器の校正の実施)</u> <u>第67条 (計画停電時等の措置)</u> <u>第67条の2 (新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 新規制基準対応工事が完了した施設及び設備に係る事項の反映 記載の適正化 (節番号及び語句の適正化)
(新設)	<p>2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」(平成 20・05・14 原院第2号 (平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	<p><u>(保全計画の策定)</u> <u>第62条の7【中略】</u> <u>(4) 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価 (以下「高経年化に関する技術評価」という。) を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針 (加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画) を策定する。【中略】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
(新設)	4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合 (加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。) は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類 (以下「技術評価書」という。) が添付されていること。	加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合の申請書に係る事項のため、反映不要。	
(新設)	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。	<p>(<u>保全計画の策定</u>) <u>第62条の7【中略】</u> <u>(4) 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価 (以下「高経年化に関する技術評価」という。) を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針 (加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画) を策定する。【中略】</u></p>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(新設)	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事 (補修、取替え、改造等) 又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	<p>(<u>使用前事業者検査の実施</u>) <u>第64条 安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (以下本条において「検査」という。) に係る責任を有し、統括する。</u> <u>2. 安全・品質保証部長は、第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事 (補修、改造及び新設) 又は点検に関与していない組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3. 安全法務課長は、次の各号に掲げる事項を実施する。</u> <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u> <u>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</u> <u>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u> <u>1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</u> <u>2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u> <u>(4) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
		<p><u>(5) 検査に係る記録を管理する。</u></p> <p><u>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>4. 第2項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の(3)の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第65条 管理総括者は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下本条において「検査」という。)の実施手順を「施設管理標準」に定める。</u></p> <p><u>2. 管理総括者は、第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事(補修、改造及び新設)又は点検に関与していない組織の担当課長を、検査責任者として定める。</u></p> <p><u>3. 前項の検査責任者である担当課長は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(4) 検査に係る記録を管理する。</u></p> <p><u>(5) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>(6) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(7) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p>	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン : 変更箇所)	備考
旧 (アンダーライン : 改正箇所)	新 (アンダーライン : 改正箇所)		
<p><u>加工規則第8条第1項第21号</u> 技術情報の共有</p> <p>○ メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第17号</u> 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(調達プロセス)</p> <p><u>第10条【中略】</u></p> <p><u>6. 各課長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項 (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報 (加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</u></p> <p>(是正処置等)</p> <p><u>第15条の2 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・予防処置標準」に定める。この標準書には、保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を含める。</u></p> <p><u>(1) 調達製品の保安に係る技術情報</u></p> <p><u>(2) 是正処置及び未然防止処置から得られた第62条から第66条の施設管理における保安に関する技術情報【中略】</u></p> <p>(未然防止処置)</p> <p><u>第15条の3 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・予防処置標準」に定める。</u></p> <p><u>2. 各課長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見 (他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。)について、自らの組織で起こり得る不適合 (原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。【中略】</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第22号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第18号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>(不適合の管理)</p> <p><u>第13条 管理総括者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理するため、不適合の処理に係る管理 (不適合を関連する管理者に報告すること及び不適合が発生した場合の公開基準並びに公開に関し必要な事項を含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「保安不適合管理標準」に定める。【中略】</u></p>	<p>・子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第23号</u> その他必要な事項</p> <p>○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第19号</u> その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、加工施設の保安に係わる運用に関して適用する旨を第1条 (目的) 及び第2条 (適用範囲) に定めている。</p>	

(保安規定変更認可申請 補足資料①) 保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準		保安規定関連条文等 (赤色アンダーライン: 変更箇所)	備 考
旧 (アンダーライン: 改正箇所)	新 (アンダーライン: 改正箇所)		
<p>○ <u>加工事業者が、核燃料物質による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第22条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p>	<p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>(目 的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の加工施設(以下「加工施設」という。)における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>核燃料物質による</u>災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (ALARA: as low as reasonably achievable) の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>ALARAについては、第52条(被ばくの低減措置)に定めている。</p>	